資料番号	1

令和８年 11 月 19 日
課　名　警察本部交通部交通規制課
担当者　課長　小田
内　線　5160

横断歩道標識の不備及びそれに伴う反則金の還付等について

１　要旨・目的

道路標識は、道路交通法施行令に基づき、運転者の前方から見やすいように設置するよう規定されているところ、県内において、進行方向によっては道路標識の設置に不備がある横断歩道が認められたもの。

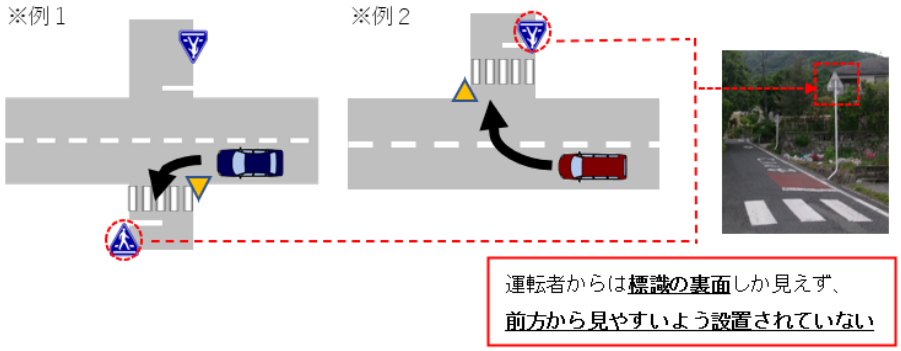

２　判明の経緯

令和８年２月に他県警察の事案を認知、県民からも情報提供を受けたことから、調査を開始したもの。

３　調査結果（県民等への影響）

(1)　不備のある交通規制

全横断歩道規制 14,768 か所を調査した結果、信号機のない横断歩道 10,824 か所のうち、5,830 か所（53.9%）の不備規制が認められた。

(2)　交通違反検挙状況

不備規制箇所における交通違反検挙状況（令和３年以降）を調査した結果、49 か所において、119 件（119 人）の不適切な検挙があることが判明した。

(3)　運転免許の行政処分等への影響

前記(1)対象者の違反点数登録による影響を調査した結果、運転免許の停止処分及び更新区分の変更、臨時認知機能検査の受検等に影響があることが判明した。

４　対応

(1)　横断歩道標識の設置不備箇所の是正措置

(2)　取締りを受けた方への反則金の還付

(3)　取締りを受けたことが原因で生じた、運転免許証の更新時講習手数料や差額等の還付及び変更すべき運転免許証の交換